恵那会場

フォークリフト運転技能講習開催ご案内

「３１時間講習」

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
岐　阜　県　支　部

労働安全衛生法の規定により、最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務につかせるときは、「フォークリフト運転技能講習を修了した者」でなければならないと定められています。

当支部は、岐阜労働局から登録教習機関（登録番号第６号）として認可を受け、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。

登録有効期間の満了日　令和６年３月31日

記

１．受講資格　自動車の普通運転免許以上を有する者

２．講習日程（恵那会場）

学科	実技（各日程いずれかの連続３日間）		定員
令和２年５月22日(金)	５月27日(水)～29日(金)	６月１日(月)～３日(水)	70名
令和２年８月28日(金)	９月２日（水）～４日（金）	９月７日(月)～９日(水)	70名

※定員に達し次第、締め切ります。
※実技日程につきましては、ご希望にそえない場合もあります。

３．講習時間

学科　午前８時20分～午後５時30分
実技　午前８時～午後５時30分

◎学科日および実技初日の受付は開始10分前までにお済ませください。

４．講習会場

学科　恵那市大井町2087-276
　　恵那建設会館
実技　恵那市大井町2709-221
　　恵那峡　山菜園